資料１

議題１　職員研修における出先機関の受講者の参集方法について（春日井市提出）

市名	回答 （１）各市の取扱いについて
名古屋市	本市では、本庁舎とは離れた研修所にて研修を従来実施しており、原則、公共交通機関による参集として長く運用している。 （当該研修所の駐車場も1～2台程度しか空きが無いことから、障害等で配慮が必要な場合を除いて貸し出しをしていない。）
豊橋市	職員専用駐車場を利用
岡崎市	徒歩、自転車、公用車又は自家用車にて参集。 公所等から公用車又は自家用車を公用利用する場合は、申請手続きが必要。
一宮市	原則、公共交通機関で参集することとしていますが、やむを得ない場合は、 極力乗り合わせで参集するよう周知しています。
瀬戸市	市が管理する臨時駐車場を必要台数分予約し、車での参集に対応している。
半田市	職員研修を本庁舎で実施する際は、職員駐車場等を運用している。
春日井市	※　議題要旨において概要記載済み
豊川市	出先機関の受講者については、本庁舎駐車場を使用しているが、来庁者が使用する駐車スペースを共有しているため、市民の方の支障にならない場所に停めるように配慮している。
津島市	出先機関の受講者が本庁舎に参集する際は、職員駐車場に駐車させていますが、職員駐車場は慢性的に不足しているため、詰込駐車（枠外駐車）を実施しています。
碧南市	特別な取り扱いは行っておりません。
刈谷市	当市では、出先機関の職員が研修を受講する場合で、車で来庁する場合は、来庁者駐車場を使用しています。（一般の利用者の邪魔にならないよう遠くの駐車場を使用）今後も同様の運用とする予定です。
豊田市	・参集方法について、指定はしていない。 ・自動車を利用する場合、市民も利用する庁舎併設の駐車場の一部（利用の少ない区画）を利用するよう案内をしている。
安城市	庁外施設勤務者については、市役所に隣接する来客者用駐車場（さくら庁舎駐車場）を案内しています。
西尾市	出先機関の受講者の駐車については、職員駐車場や来客用駐車場の余剰スペースで対応しています。
蒲郡市	駐車場（市の保有する駐車場用地の余剰地）を運用している。
犬山市	公共交通機関利用、又はできる限り乗り合わせでの来庁を依頼。
常滑市	市役所の駐車場を利用しています。
江南市	出先機関の受講者の研修参加については、公用車又は公用利用できる私用車を乗り合わせて往来することを基本としています。また、研修に限らず出先機関の職員が本庁に来庁する場合は、市民と同様の駐車場を利用しますが、市民の利用に影響が少ない（遠い）場所に駐車するようにしています。
小牧市	基本的に公用車にて参集しています。（庁舎運用ルールにおいて、出先機関の公用車を市民駐車場に駐車することは禁止されていないため。ただし庁舎からできる限り離れた場所に駐車する。）
稲沢市	参集方法について、自動車での来所も認めています。ただし、移動距離が短い場合（消防庁舎で研修を実施する場合で、本庁職員のとき）は、徒歩での参加を依頼しています。
新城市	参集方法についての取扱いは定めていないが、職員が公用車や自家用車で本庁へ来る際は市役所駐車場を使用している。ただし、市民利用の多い駐車場は使用禁止としている。
東海市	市役所駐車場を利用するよう案内していますが、市役所駐車場が 使用できない場合は、近隣の公共施設や公園駐車場を利用するよう 案内しています。 市内から交通機関を利用して市役所へ来庁する場合は、運賃相当額のみ を支給（日当は支給なし）しますが、過去３年間において実績はありません。
大府市	本庁舎で開催する研修に、出先機関の職員が参加する場合は、市役所駐車場を利用しています。
知多市	現在は、公用車駐車場の空きスペースに駐車又は研修等への出席機会が多い出先機関には職員駐車場の駐車カードの貸出により対応しています。 今後、新庁舎の建設が予定されており、本市においても研修等での駐車場の確保が困難となりますが、全体の駐車台数も含めて検討課題です。
知立市	当市の場合、どの用途にて来庁するかは特に取り扱いについては定めておりません。公用車にて来庁する場合、市の保有する駐車場用地の余剰地に駐車、公共交通機関にて来庁する場合は旅費支給を前提として参集をいただいてます。
尾張旭市	出先機関の職員は、原則公用車を使用します。市役所で研修を行う場合は、施設使用届を庁舎管理部署に提出し、市民用の駐車場に公用車を停めて、研修を受講します。
高浜市	当市においても、市駐車場を運用している。
岩倉市	出先機関（保育園等）の職員が自動車で来庁した場合は、市民と同じ駐車場を利用していますが、利用することに対する制限はしていません。乗り合わせることができると想定される場合については、通知文書にその旨を記載することがあります。

議題１　職員研修における出先機関の受講者の参集方法について（春日井市提出）

市名	回答 （１）各市の取扱いについて
豊　明　市	特に、参集にあたっての駐車場利用に関して詳細に案内を実施していない現状です。 本市においては、職員駐車場があり、参集にあっては、基本的に当該駐車場に駐車いただいていると考えていますが、駐車可能台数には限りがあることから、場合によっては、市役所の第二駐車場など市民の方の利用の妨げにならないよう利用していると認識しています。
日　進　市	公用車の配置のある出先機関については公用車で参集し、公用車の配置のない出先機関については自家用車の公用使用を認めたうえで、参集している。
田　原　市	出先機関職員の本庁舎への参集は、自家用車又は公用車の利用。
愛　西　市	出先機関ごとに公用車乗り合わせの上、本庁舎駐車場に止めています。
清　須　市	原則公用車による参集とする。 駐車場については、職員用駐車場の余剰地を利用している。
北名古屋市	当市西庁舎には出先機関等からの専用駐車場（約１０台分）があるため、職員研修参加者の公用車はそちらに駐車することとしています。
弥　富　市	当市の出先機関数が少ないため、配属された職員数も多くないことから、市役所の駐車場の空きスペースを利用しています。
みよし市	本市における出先機関の受講者の参集方法については、市役所駐車場を利用しています。現状では、運用を変更する予定はありません。
あ　ま　市	公用車又は私用車を使用し、参集しており、職員駐車場を利用する運用です。
長久手市	本庁舎で研修を実施する際、出先機関の職員は、徒歩、自転車または公用車で来庁する。 公用車を利用する場合、市の駐車場（市民が利用するスペースを除く）の使用を許可している。